



第12章 貸付事業について

新規貸付の終了と現在の貸付業務について

担当
部署 貸付課
貸付収納担当

☎ 03-5320-7383 (内線57-321~2)

✉ s9000067@section.metro.tokyo.jp

1 | 新規貸付の終了

都共済では一般貸付、住宅貸付等、全ての新規貸付は平成25年度で終了しました。

2 | 現在の貸付業務

現在、貸付収納担当では、既に借りている方の貸付金の償還等の事務（例月・期末手当等からの控除に関する事務、繰上償還の相談・受付、年末残高等証明書ほか各種証明書の発行、償還表作成送付、償還猶予の受付、その他、償還に伴う事務）を行っています。

貸付金の償還

1 | 償還表について

最新の償還表（全期間（令和3年1月～最終償還年月）を掲載）は、令和3年1月下旬に、所属の共済事務担当者を経由して配布しています。

以前は3年ごと（36月掲載）の配布でしたが、令和3年1月に全期間掲載分を配布してからは、貸付利率の改正や一部繰上償還等によって償還額に変更があった場合にのみ、変更後の償還表を配布しています。償還表は、償還終了まではお手元に保管し、今後の返済計画の検討や残高等を確認するためにご利用ください。

● 注意事項 ●

償還表は再発行できませんので、大切に保管してください。紛失した場合は、所属の共済事務担当者が保管している所属（控）をコピーしてください。

2 | 貸付金の償還方法

貸付金の償還には毎月の給与から償還する「例月償還」と、毎月の給料と年2回（6月・12月）の期末勤労手当から償還する「例月償還と期末償還の併用」の二通りあり、貸付金の申込時にいずれかを選択します。償還方法を途中で変更することはできません。ただし、併用で償還している方が、期末分を全額繰上償還することによって、「例月償還」のみにすることはできます。

* 東京都の知事部局・議会局・行政委員会については、手続等の窓口が総務事務センターになる場合があります。詳しくは総務事務センターヘルプデスク（03-6258-0685）にお問合せください。

3 | 完済通知書について

貸付金の償還が完了した場合は、完済月の翌月上旬に、所属の共済事務担当者を経由して完済通知書を送付します。

4 | 退職時に償還が完了していない場合

退職する時点でまだ償還が完了していない貸付金がある場合は、退職手当から貸付金の残高（未償還元金）、退職後利息（1か月分）、及び期末経過利息（期末併用者のみ）が控除されます（地方公務員等共済組合法第115条第2項）。

退職手当からの控除に当たり、借受人の手続は不要です。ただし、退職手当額より貸付金の残高が多い場合は、所属を経由して不足分の払込書を送付しますので、金融機関でお支払いください。

なお、退職前に繰上償還を希望する場合は、退職する月に繰上償還はできませんのでご注意ください。

例 3月退職の方は2月の繰上償還までは受付ができます。その場合、繰上償還申請書は1月25日までに都共済に届くよう提出してください。

5 | 公立学校共済組合へ異動した場合

公立学校共済組合へ異動する方が、近い将来、都共済に復帰する可能性がある場合は、「徴収嘱託制度」を利用することができます。これは、都共済から公立学校共済組合に給与控除を依頼することで、引き続き、給与控除による償還ができる制度です。

この制度の利用を希望する方は、所属の共済事務担当者を経由して「徴収嘱託願」を提出してください。

繰上償還

貸付金の償還を早く終わらせたい場合や、利息を軽減したい場合等は、繰上償還制度を利用できます。繰上償還には、償還していない元金と利息の全額を繰り上げて返済する全額繰上償還と、一部だけを繰り上げて返済する一部繰上償還とがあります。

一部繰上償還は、1か月分の償還額以上であれば希望の金額が償還できます。一部繰上償還をすることによって、償還回数の短縮及び繰上償還後の償還額の変更ができますが、例月償還が期末償還より先に終了する変更はできません。

1 | 繰上償還の流れ

① 繰上償還申請書を提出

- 交換便・郵送等で貸付収納担当まで提出
- 提出期限内（償還月の前月25日頃）に必着

② 払込書を受け取る

- 償還月初めに都共済から払込書を受け取る

③ 払込書により支払

- 申請者が金融機関で払込み（手数料本人負担）
- ☆ 当組合への事務手数料は不要（金融機関へ払い込む際の手料は本人負担）

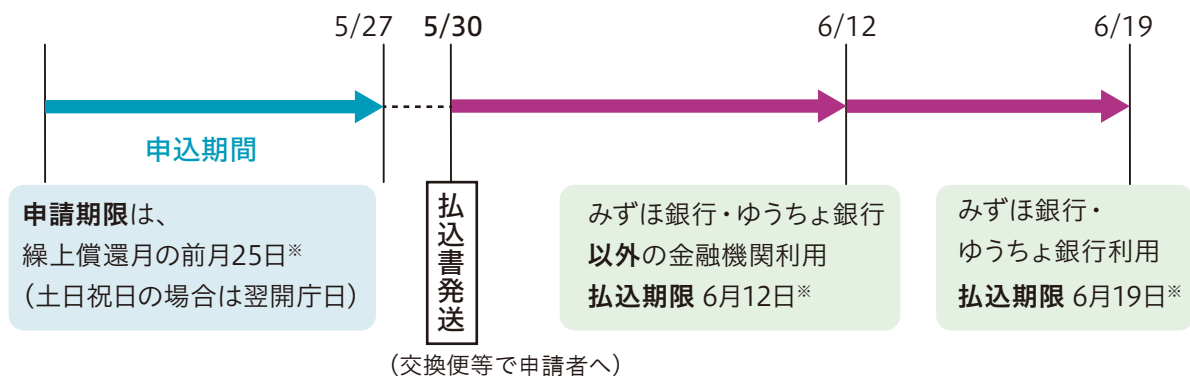
* 東京都の知事部局・議会局・行政委員会については、手続等の窓口が総務事務センターになる場合があります。詳しくは総務事務センターヘルプデスク（03-6258-0685）にお問合せください。

2 | 払込方法

利用する金融機関によって、払込方法及び払込期限等が異なります。ご注意ください。

- ① **みずほ銀行又はゆうちょ銀行で払い込む場合**
窓口、ATM、インターネットバンキング等が利用できます。
- ② **みずほ銀行又はゆうちょ銀行以外の金融機関で払い込む場合**
金融機関の窓口で「**文書振込**」により払い込みます。
ATM、インターネットバンキング等は利用できません。
また、ネット銀行など「**文書振込**」に対応していない金融機関もあるので、事前に払込方法を
確認してください。

◆ 繰上償還のイメージ（6月に繰上償還をする場合）



※ 申請期限、払込期限は償還月によって異なります。都共済ホームページ又は「共済だより」を参照してください。

3 | その他の留意点

- ① 借換えをする場合の融資実行日は、払込書の受取から払込みの期限内に設定してください。
- ② 払込期限経過後の払込みはできません。払込みができなかった場合又は繰上償還を取りやめる場合は、貸付収納担当まで速やかに電話で連絡をしてください。
- ③ 繰上償還をする月も給与控除（期末を含む）があります。全額繰上償還をする場合の払込金額は、繰上償還をする月の**給与・期末控除後**の金額となります。
- ④ 一部繰上償還によって償還額の増額又は償還回数の変更を希望する場合は、繰上償還申請書に「直近の給与明細書（写）」を添付してください。
- ⑤ 住宅借入金等特別控除を受けている方が一部繰上償還によって、償還開始から償還完了までの期間が10年未満となった場合は、控除を受けられません。

* 東京都の知事部局・議会局・行政委員会については、手続等の窓口が総務事務センターになる場合があります。詳しくは総務事務センターヘルプデスク（03-6258-0685）にお問合せください。

償還額（償還回数）の変更

償還額の増額（償還回数の短縮）は、**1年に1回**行うことができます。ただし、一度増額すると減額することはできません。償還額は、例月償還については給料月額の30%以内、期末手当償還については給料月額の範囲内で増額ができます。なお、期末手当償還を併用している場合、例月償還が期末手当償還より先に終了する変更はできません。

申込方法は次のとおりです。

| | |
|-------|--|
| 申込締切日 | 例月償還額又は期末償還額の増額を希望する月の前月の15日まで（必着） |
| 提出方法 | 交換便又は郵送 |
| 提出書類 | 1 償還額増額申請書 * 申請書は、都共済ホームページに掲載しています。 2 直近の給与明細書（写し） |

* 東京都の知事部局・議会局・行政委員会については、手続等の窓口が総務事務センターになる場合があります。詳しくは総務事務センターヘルプデスク（03-6258-0685）にお問合せください。

貸付利率

1 | 貸付利率（変動金利）

（平成30年1月改正）

| 普通 （一般・住宅） | 災害 （一般・住宅） | 介護住宅 |
|---------------|---------------|---------|
| 年 1.26% | 年 0.93% | 年 1.00% |

2 | 貸付利率の定め方

- 貸付利率は地方公務員等共済組合連合会の定める「基準利率（地方公務員等共済組合法第77条第4項）」に応じて定められます。
- 貸付利率は「基準利率」の変動に応じて、変動する場合があります。

* 令和4年10月～令和5年9月は基準利率が0.02%であるため、「連合会の定める基準利率」は、「1.0%以下」を適用

| 連合会の定める 基準利率 | ①普通貸付 （一般・住宅） | ②災害貸付 （一般・住宅） | ③介護住宅 |
|-----------------|------------------|------------------|-------|
| 1.0% 以下 | 1.26% | 0.93% | 1.00% |
| 1.0% 超1.5% 以下 | 1.76% | 1.43% | 1.50% |
| 1.5% 超2.0% 以下 | 2.26% | 1.93% | 2.00% |
| 2.0% 超2.5% 以下 | 2.76% | 2.43% | 2.50% |
| 2.5% 超3.0% 以下 | 3.26% | 2.93% | 3.00% |
| 3.0% 超3.5% 以下 | 3.76% | 3.43% | 3.50% |
| 3.5% 超4.0% 以下 | 4.26% | 3.93% | 4.00% |
| 4.0% 超4.5% 以下 | 4.76% | 4.43% | 4.50% |
| 4.5% 超5.0% 以下 | 5.26% | 4.93% | 5.00% |
| 5.0% 超 | 基準利率+0.26% | 基準利率-0.07% | 基準利率 |

育児休業中又は介護休業中の償還の猶予

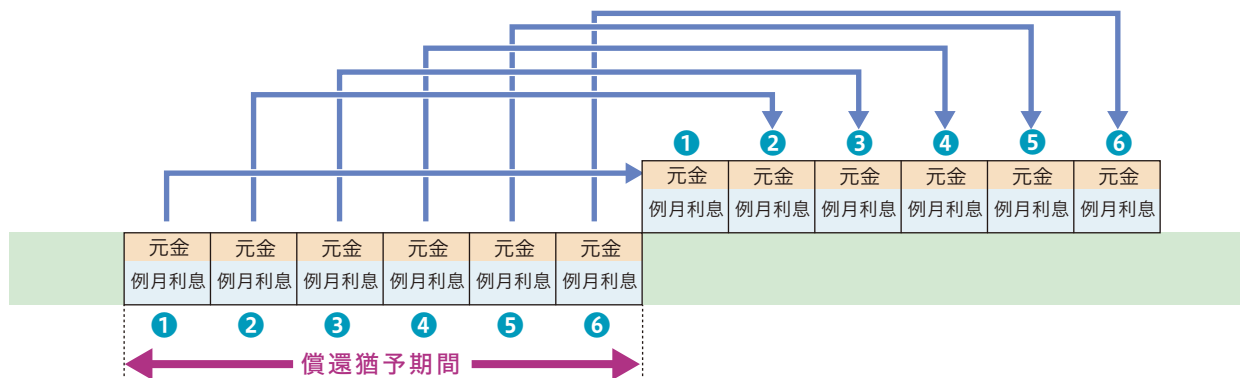
1 | 償還猶予の方法について

育児休業又は介護休業を取得する際に、希望があれば貸付金の償還猶予を受けることができます。猶予の方式は、下記の2つから選択できます。ただし、猶予申請時に選択した方法を途中で変更することはできません。また、償還猶予によって償還期間が延長することはありません。

◆ 償還猶予の方法

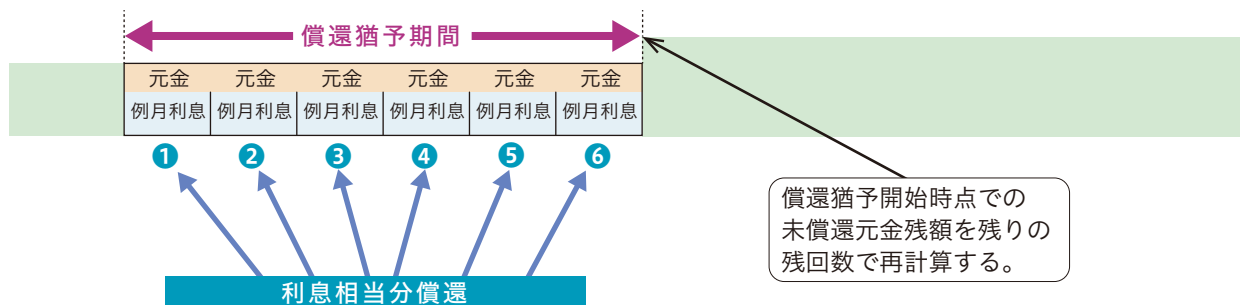
1 倍額方式

- 猶予期間中：償還なし
- 猶予期間終了後：当初の償還額に、猶予した1か月分の償還額を上乘せして償還します。償還猶予期間と同じ月数は、償還額が2倍になります。



2 再計算方式

- 猶予期間中：未償還元金に対する経過利息分のみを月々支払う。
(所属を通じ、毎月、都共済から払込書を送付します。)
- 猶予期間終了後：未償還元金を残回数によって再計算した額を償還



2 | 手続について

- **償還猶予申請書**を、猶予を希望する月の前月15日までに、所属の共済事務担当者を経由して提出してください。
- 休業期間を変更した場合、所属に休業期間の変更届出をしても、**都共済の償還猶予期間は自動的に変更されません**。猶予期間の変更を希望する場合は、再度申請をしてください。

3 | その他

- 猶予期間終了後の償還額が、猶予開始前の償還額の2倍を超える場合は再計算方式を選択できません。
- 猶予期間中、全額償還はできますが一部繰上償還はできません。

* 東京都の知事部局・議会局・行政委員会については、手続等の窓口が総務事務センターになる場合があります。詳しくは総務事務センターヘルプデスク（03-6258-0685）にお問合せください。

団体信用生命保険

団体信用生命保険（以下、「団信」という。）とは生命保険の一種で、住宅貸付金を借りている人（借受人）が万一、貸付金の償還中に死亡又は高度障害となった場合に、保険金によって残りの債務を返済することで、退職手当が家族等のために確保されることを目的としたものです。

都共済が契約者となり、都共済が負担する保険料に、借受人が負担する保険料（以下「保険料充当金」といいます。）を加えて、毎月、都共済が支払います。

また、借受人の住所変更や、引き落とし口座の変更等の届出も、全て都共済を経由して行います。変更があった場合は速やかにお知らせください。

1 | 団信保険料について

団信保険料は令和6年2月現在、都共済が負担する分と加入者が負担する分（保険料充当金）とを合わせて、貸付残高10万円につき月額35.5円です。保険料は毎年見直されます。

保険料充当金は、貸付金残高を基準に10万円につき月額18円（平成14年8月以前の加入者については月額10円）です。年1回、貸付日（中途適用の場合は適用申込日）から2か月後の22日に1年分を指定口座から引き落とします。

なお、指定口座からの引き落としが、預金不足や口座解約によってできない場合は脱退となります。振替不能の通知が届いた場合は、至急、口座への入金や新規口座の登録をする必要があります。

2 | 保険会社への各種変更届出について

団信は保険会社との契約であるため、住所や氏名の変更を所属に提出しても、団信の登録内容は自動的に変更されません。**住所、氏名、引き落とし口座等**を変更した場合は、所定の「変更訂正通知書」によって、都共済を経由して保険会社に届出をする必要があります。この「変更訂正通知書」は貸付収納担当にあるので、電話等で請求してください。

3 | 団信加入者が償還金を完済した場合

償還金の完済と同時に、団信保険は終了となります。保険料充当金は1年分を前払いしているため、未経過分の保険料充当金は保険会社から返還されます。該当者にはお知らせを送付後、団信保険料引き落とし口座に振り込まれますので、この振込みを確認するまでは引き落とし口座を解約しないでください。

大規模災害に被災された場合

自然災害（平成27年9月2日以降に災害救助法が適用されたもの）の影響によって住宅ローン等の債務の弁済ができなくなった場合、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」による手続を行うことによって、債務の全部又は一部が免除される場合があります。

ガイドラインの適用要件及び手続の詳細については、下記ホームページ等を参照してください。

- 災害救助法の適用状況について

【内閣府 防災情報のページ】

http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

- ガイドラインの適用要件・手続について

【一般社団法人 自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関】

<http://www.dgl.or.jp/>

住宅貸付金の借受中に制限される行為等

都共済の住宅貸付は、組合員が自分の住まいを取得するために臨時に必要とする資金を貸し付け、組合員の福祉向上を図ることが目的です。そのため、貸付金の返還が完了する前に、貸付金によって取得した不動産を第三者に譲渡、貸与又は滅失する等の行為については制限されています。

下記の東京都職員共済組合住宅資金貸付規則第16条第1項各号に該当した場合は、直ちに全額償還しなければなりません。

東京都職員共済組合住宅資金貸付規則（抜粋）

第十六条（即時償還）

借受人が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当するに至ったときは、その者は直ちに、未償還元利金を償還（以下「即時償還」という。）しなければならない。

- 一 組合員の資格を喪失したとき。ただし、地共済法第百十五条第四項に基づく徴収の嘱託をしたときは、この限りでない。
- 二 申込みの内容に重大な偽りのあることが発見されたとき。
- 三 第十三条に規定する住宅の新築若しくは増改築若しくは外構等工事の工事期限、住宅若しくは宅地の購入期限又は借地権の取得期限を経過した場合において、なお相当期間経過しても、その工事、購入又は取得が完了する確実性がないと認められるとき。
- 四 貸付金によって宅地を取得した者が、第十三条に規定する期限内に住宅の建築を完了しない場合において、なお相当期間経過しても、建築を完了する確実性がないと認められるとき。
- 五 貸付金によって取得した不動産の全部又は一部を第三者に譲渡、貸与又は滅失若しくはき損したとき。ただし、第十四条第二項に規定する理事長の承認を得たとき又は災害再貸付を借り受けるとき（災害再貸付を借り受けるまでの間に限る。）は、この限りでない。
- 六 前各号に掲げるもののほか、規則等に違反したとき。

その他の事項

1 | 年末残高等証明書について

自分の住まい（一定の要件を満たす「土地」を含む。）を取得するために、償還期間10年以上にわたる借り入れをした場合、借入金の年末残高に応じて所得税額から控除する住宅借入金等特別控除が受けられます（令和5年1月現在）。都共済からの借入金で、制度上の要件を満たす住宅又は土地を取得した場合は、「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」を、当該年度の10月に所属を經由して送付します。

なお、住宅借入金等特別控除に係るご相談は、所轄の税務署にお問合せください。

2 | 各種申請書について

各種申請書は、所属の共済事務担当者又は都共済ホームページから入手してください。

* 東京都の知事部局・議会局・行政委員会については、手続等の窓口が総務事務センターになる場合があります。詳しくは総務事務センターヘルプデスク（03-6258-0685）にお問合せください。